

平成18年6月から違法駐車対策に伴う車検拒否制度が導入されました。

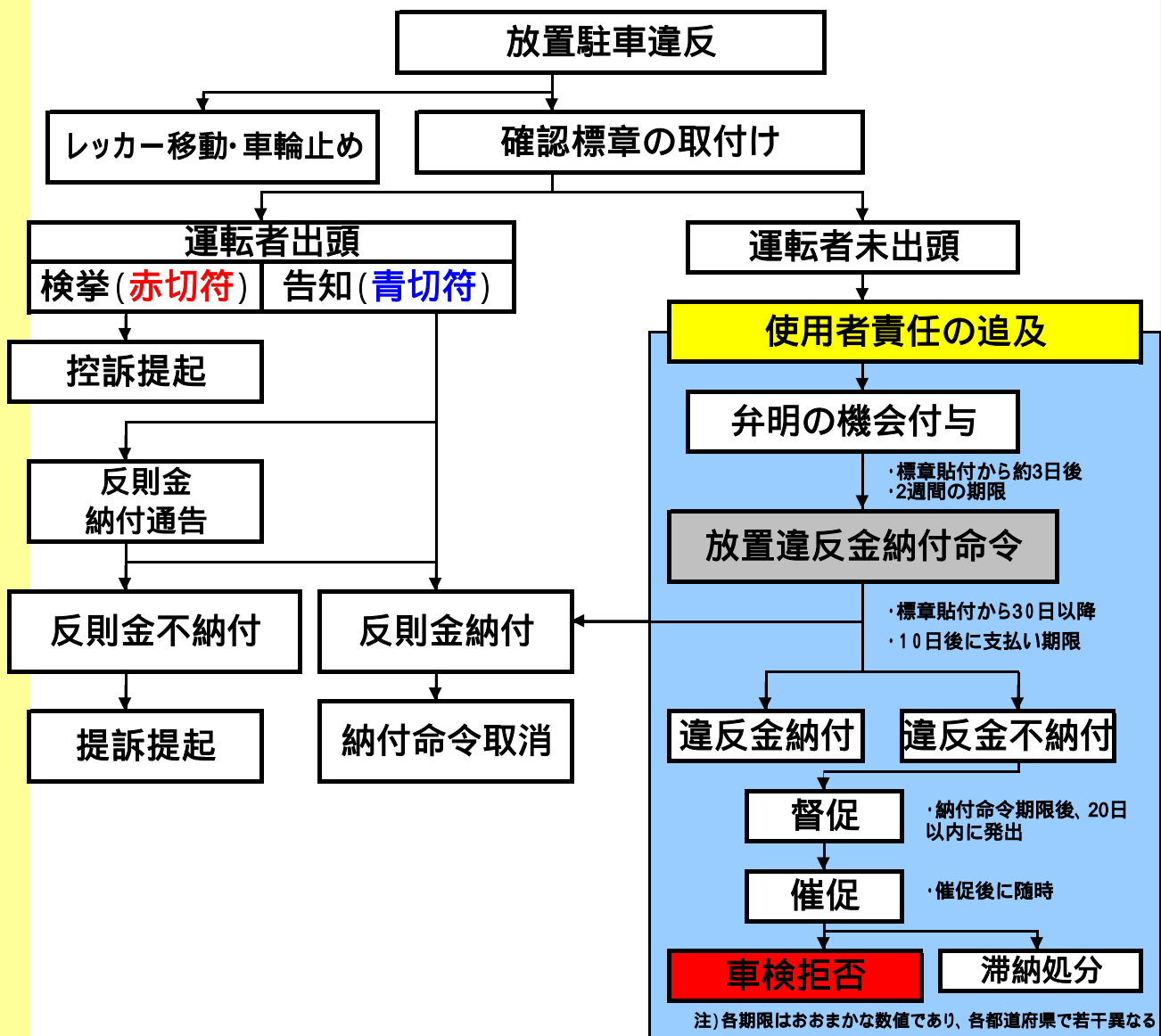
平成16年6月に道路交通法が改正され、違法駐車対策等の強化が図られることになりました。

これにより、公安委員会は、運転者の責任が追究できない場合に、**放置自動車の使用者**に対し放置駐車違反金の納付を命ずることができることとなり、国土交通省は、公安委員会から通知を受けた**放置違反金未納者**については、**自動車検査証の有効期間の更新をしない**こととなりました。

この改正道路交通法が平成18年6月から施行されたことに伴い、放置違反金未納自動車の使用者は、自動車検査証有効期間の更新ができなくなりますので注意して下さい。放置違反金等を納付していただいた場合は、申請を行う際に領収書等又は納付徴収済確認書の提示が必要になります。

なお、新制度における放置駐車違反の取締り手続きは次のようになります。詳細につきましては、下欄の車検拒否制度対応窓口へお問い合わせ下さい。

新制度における放置駐車違反の取締り手続き



《問い合わせ先》 車検拒否制度対応窓口

名称	住所	電話(内線)
北海道警察本部	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110(5264)
北海道警察函館方面本部	函館市五稜郭町15番5号	0138-31-0110(5052)
北海道警察旭川方面本部	旭川市1条通25丁目487番地6	0166-35-0110(700-612)
北海道警察釧路方面本部	釧路市黒金町10丁目5	0154-25-0110(5022)
北海道警察北見方面本部	北見市青葉町6番1	0157-24-0110(5022)